



# 島根県報

令和4年11月22日（火）

号外 第 135 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始（2件）

( " ) 3

**告 示****島根県告示第740号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年11月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	米子広瀬線	安来市伯太町安田1265番2地先から同1542番5地先まで	前	メートル 7.42～ 14.91	メートル 49.21	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	交通安全工事 拡幅
			後	メートル 10.97～ 20.71	メートル 49.21		

## 島根県告示第741号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年11月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田八重可部線	浜田市旭町都川365番地先から同353番1地先まで	メートル 440.00	令和4年 11月22日	浜田県土整備事務所	

## 島根県告示第742号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年11月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町根波別所2451番1地先から同122番2地先まで	メートル 148.45	令和4年 11月22日	雲南県土整備事務所	